

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令
 制定：令和 2年 3月27日内閣府令第17号

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令
 令和 2年 3月27日内閣府令第17号

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第二十四条第二項の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月二十七日 内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令			
子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。			
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。			
	改正後	改正前	
	(令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由)	(令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由)	
	第五十八条 令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。	第五十八条 [同上]	
	[一～三 略]	[一～三 同上]	
	四 災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされないこと	四 災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない且数が一月当たり五日を超えること	
	備考 表中の [] の記載は注記である。		
附 則			
この府令は、公布の日から施行し、令和二年三月二日から適用する。			
